

## 医療・介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府においては、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革や、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
厚生労働大臣 宛て（各通）  
国土交通大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 大 津 亮 一

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている。このような現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に進めるため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法がさきの国会で成立した。現在、政府では、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持ち地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、政府においては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現するよう、下記事項について強く要望する。

### 記

#### 1 認知症基本法の総力を挙げた円滑な施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の立法趣旨を踏まえた円滑な施行に向け、施行後に設置する認知症施策推進本部をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常生活を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

#### 2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体の実効性の高い施策を主体的かつ自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

#### 3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心、安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を部門間の縦割りをなくし、総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

#### 4 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

#### 5 認知症の方を抱える御家族への支援体制の拡充

独居や高齢者のみの世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療、介護サービス、地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないなど配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て（各通）  
厚生労働大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、何ものにも代えがたい大切な存在である。しかし、近年では、公立と私立の双方の保育施設において、子どもの貴い命が失われる重大な事故が起こっており、子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

これら保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。保育所の待機児童問題が深刻化し、保育施設が急増した一方で、仕事量に比べて処遇が低いことで人が集まらず、人員不足が一層進んでおり、一人一人の保育士の努力では限界に来ている。また、発達に不安を抱える子どもに対し、手厚い配慮が必要である。

コロナ禍の中、保育の質の維持、向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることができる処遇へ速やかに改善することが必要である。子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。

よって、政府においては、保育施設の職員配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善するよう、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 保育施設の職員配置基準をOECD加盟国並みの配置基準に改善すること。
- 2 発達に不安を抱える子どもに配慮するため、職員の加配を図ること。
- 3 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 4 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定し、実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
厚生労働大臣 宛て（各通）  
こども家庭庁長官  
衆参両院議長

水戸市議会議長 大 津 亮 一